

キリスト者唯一の教育勅語衍義書

三宅 守 常

はじめに

明治二十三（一八九〇）年十月三十日に渙発された教育勅語（以後は勅語と略称する）についての解釈書、解説書である、いわゆる勅語衍義書は、渙発後一ヶ月を出でずして早や梓に鏤めたものを皮切りに陸續と登場してくる。⁽¹⁾その分野も幅広く、たとえば、曰く、高等師範学校、師範学校系の教育者や教育学者たちの学校教員関係、曰く、思想家、宗教家たちの社会教育関係、曰く、民間の篤志家たちというように大別してもよいだろうが、なかでも思想界、宗教界からの勅語衍義書は、自身の思想内容や宗教教義を勅語の内容徳目と、どの点でどのように合致しているかという主張を通して思想上や宗教上の正当性を獲得し、普及と拡大を計っていったかという意味において、非常に興味深い。具体的に言えば、曰く、儒者の書然り、曰く、神道家の書

然り、曰く、仏教僧侶の書然り、である。

ならばキリスト者の場合はどうかであろうか。つまり、キリスト者による勅語衍義書はあるのか、という疑問である。この質問に対して近代教育史や近代宗教史などの専門家は、おそらく

「無い」

と答えるだろう。それは一見もつともであり、それには十分な理由がある。勅語渙発の翌二十四年一月九日第一高等学校における勅語奉読式での教員内村鑑三のいわゆる不敬事件、その翌年（一八九二）一月十一日校長就任式で起こった熊本英学校事件などの出来事を背景に論争が起こる。すなわち、同年「教育時論」の一記者による教育と宗教、特に日本の国体とキリスト教との関係についての質問に対して、井上哲次郎がキリスト教は日本の国体に基づく教育には合わないと答えた談話を掲載した「教育時論」二七二

号の「宗教と教育との関係につき井上哲次郎氏の談話」が発表されると、キリスト教側からの井上哲次郎への反論が相次ぎ、同年から翌年にかけて約九ヶ月間にわたって勅語とキリスト教の関係をそれぞれの立場から相互に論駁した、いわゆる「教育と宗教の衝突論争」という大論争である。それは井上のキリスト教批判に対してキリスト者の多くの論客がこれを不当として本多庸一、横井時雄、柏木義円、植村正久、大西祝らによる井上への反論反駁であった。ただし、数多い反論反駁とはいっても、天皇崇敬の否定や勅語の徳目内容を真つ向否定するものではないという意味での勅語についての捉え方や見方、または弁明弁護の諸論なのであって、決して解釈書、解説書ではなかったのである。要は勅語に関する意見や文章はキリスト者によるものが結構あるにもかかわらず、字義や字句、孝子節婦の例談実話を中心として積極的に普及を目的にした解説書では決しないので、キリスト者による勅語衍義書は一点も見出せないとするわけである。だから、「無い」と考えるのが通常なのである。

でも、キリスト者による勅語衍義書は本当に「無い」のだろうか。はたして、「無い」ことが正しいのだろうか。この点については従来何ら指摘されるところがなく、実は筆者を含めて一部では知られていたにもかかわらず、キリ

スト教の専門家からは何ら言及はなかった。すなわち、キリスト者による勅語衍義書は「有った」のである。ただし、管見のかぎりで「一点だけ有った」のである。では、著者は誰だろうか、何と言う書物だろうか、そして、どのような内容だろうか。

その答えは、東方教会ギリシア正教系ロシア正教を母体とする

日本ハリストス正教会の教役者ペートル石川喜三郎の著作『勅語正教解』（明治二十六年七月十六日、正教会発行）である。

そこで、最初に石川喜三郎なる人物を調べ、次いで石川の著書である『勅語正教解』の内容を考察検討し、加えて関連する他の著作等まで広く考察して、唯一であろうキリスト教世界からの勅語衍義書の著述理由や衍義内容、これに加えて勅語に接近する正教会の教義などを明らかにすることが、本稿の目的である。

一 ペートル石川喜三郎の著述と日本ハリストス正教会

石川喜三郎は文久四（一八六四）年一月二十四日、陸奥国仙台に生まれた。正教神学校を卒業して日本ハリストス正教会の神学者となり、明治時代の正教会機関誌「正教新

報」(毎月二日発行)、大正・昭和時代の同会機関誌「正教時報」の主筆をつとめ、多数の神学論文や著作を残し明治・大正・昭和の三代にわたって、特に文筆活動で活躍した日本ハリストス正教会を代表する論客であった。洗礼名はペートル、号は残月、正教神学校教授でもあった。大正六(一九一八)⁽²⁾年日本のシベリア出兵の際、正教会司祭であった三井道郎とシベリア在住ロシア人正教徒慰安のため同地を訪問したこともある。著書に『宗教哲学』(明治二十二年三月、哲学書院)、『正教と国家』(明治二十五年四月、正教会)、『勅語正教解』(明治二十六年七月、正教会)、『家庭と倫理』(明治三十八年一月、正教会編輯局)、『羅馬教弁妄論』(明治三十八年二月、正教会事務所)、『正教と帝王及国家』(明治四十五年七月、日本ハリストス正教会)、『正教と教会及国家』(明治四十五年七月、日本ハリストス正教会、本書は明治二十五年の『正教と国家』の第二版)などがあり、訳書に『有神略論』(明治三十一年一月、正教会編輯局)、レフ・テホミロフ著『絶東及び露国の基督教問題』(明治三十四年五月、正教会編輯局)、フエオファン著『聖福音史主ハリストス一代記』(明治三十五年一月、正教会編輯局)、アムブロス著『音楽と詩歌』(明治三十六年七月、共益商社)などがある。また、編書に『日本正教伝道誌』巻一・巻二(明治三十四年二月、正教会編輯局)、『日本正教会公会議事録』(明治三十五年八月、

正教会事務所)、『大日本正教会神品公会議事録』(明治三十六年八月、正教会事務所)などがある。このように主義主張を含めた教義の布教伝道のための著述、その基礎として堪能なロシア語を活かした翻訳書、さらには日本ハリストス正教会の公的記録の作成に深く携わっていることからみて、ハリストス教正教会の論客の一人であっただけでなく、ニコライ主教の下で正教会の中心人物の一人であったことがわかる。でも、石川の本領はやはり主教ニコライの指導による明治十三(一八八〇)年十二月創刊の正教会機関誌「正教新報」、ニコライ没後、後を受けたセルギイ主教の指導による大正元(一九一二年十一月(第一号)からの「正教時報」(「正教新報」を改題したもの)の主筆として、ほとんど毎号に記事論文を発表し論陣を張った正教会の理論的リーダーであったという点に認められるだろう。その他、正教神学校での純粋な神学論文、哲学論文などを掲載した神学雑誌「心海」(明治二十六年(同三十二年)と同様の神学哲学雑誌「正教思潮」(大正二年九月創刊)にも多く論考を寄せていて、たとえば同誌第二号(大正三年六月)には「絶対的宗教としての基督教」(教授ホロポフ著、石川喜三郎訳)など手堅い学術的なものもかなり多い。一方、布教伝道の方面でも『日本正教会役者の通俗説教集』(明治三十六年三月の時点で第五輯まで刊行されている)などにも文を寄せてい

る。しかし、何といっても石川喜三郎の面目は、前述のごとく、やはり対外的な機関誌上に在ったと言わねばならない。その例を二三挙げると、「正教新報」第一七〇号（明治二十一年一月）に「雑録、友人の永寝をいたみて（続）、神学校生徒石川ベトル」⁽³⁾、また、同誌第一八五号（明治二十一年八月）に「寄書、論神之存在」に「左の一編は神学校生徒彼得石川氏が神学校講場記聞中の大意抜粋して一文章となし本社員の許に寄せられしものなり」⁽⁴⁾、同誌第一八六号（明治二十一年九月）に「寄書、論神之存在（続）、石川彼得、寄送」⁽⁵⁾とあるように、すでに正教神学校生であった二十四歳のときから文章を寄せていて、その二年後、明治二十三年石川二十六歳のとき、勅語が渙発されると、他のキリスト者諸氏が辿った経緯と同様、明治二十六年に「正教新報」誌上において、内村鑑三事件より起こった井上哲次郎のキリスト教批判に対する反論「井上哲次郎氏の教育と宗教の衝突論を読む」と題する論文を連載発表するのであった。時に石川二十九歳、血気盛んな時期であった。そして、ここまでは他の著名なキリスト者の場合と同じく井上批判に終始したが、ここから先は他のキリスト者と違っていた。

すなわち、その前年の明治二十五年四月には倫理的徳目としての勅語の存在を意識してのことか、為政者としての

天皇と正教会の教義の同異を論じた『正教と国家』を正教会から刊行する。この書は全十五章より成り、特に後半の章名を見ると第十一章「国家主権者の必要」、第十二章「天皇は神聖にして侵すべからざる所以」、第十三章「天皇陛下に対する臣民の義務」、第十四章「同胞及び生国に対する臣民の義務」とある。⁽⁶⁾また、明治四十五年の『正教と帝王及国家』の章立てを見ると、「一 天地と国体」、「二 歴史と国家」、「三 国家の意義」、「四 国家と個人」、「五 国家の恩恵」、「六 個人の義務」、「七 国家の君主」、「八 君主の神聖」、「九 日本の君民」、「十 皇室と国民の義務」、「十一 忠君の極致」とあって、きわめて国家的である。本書については、後述の「三 ペートル石川喜三郎における神と天皇」において詳述するが、これは日本ハリストス正教会がギリシア正教、東方正教会としてロシア正教会や他の正教会が歴史的に国家の元首や為政者と一体となつて展開してきたという、他の西方教会系のキリスト教諸派と一線を画すきわめて特徴的な一面をあらわしているとも言えるし、同時に石川の関心事が那邊に在ったかが明確にわかるのである。それが井上哲次郎に対する反論やキリスト者として初の勅語衍義書の著述へ繋がってゆくのである。

その後は「正教新報」誌上において、明治二十七年の第三

三三号では「国民が至尊に対し奉る最先の義務」、同三十一号の第四一三号では「基督教と社会及び個人の両主義」、同年の第四一四号では「国家に於ける王者の意義」、また、同年の第四二六号では「皇祖の大廟と基督教徒」、同年第四三〇号では「社会に於ける信仰の妨害」、翌三十二年の第四三七号では「非教権主義教育の運命」、同年の第四四四号では「君権及民権」、同年の四四六号では「文部省の教育方針」、翌三十三年の第四七八号では「国家主義教育とハリストス教」など、著作以外にも数多く信仰と教育と国家社会に関連する論考を発表していった文字どおり、日本ハリストス正教会の方針を表明する際の代表的イデオログであった。

補足的に言えば、勅語渙発の翌年の明治二十四年主教ニコライ・カサートキンの尽力が実り、神田駿河台に東京復活大聖堂（ニコライ堂、重要文化財）が完成するなど明治二十年代から同三十年代にかけて教勢は伸張していった。ただ、明治後期にいたって日露戦争が勃発するとロシア正教会との深い関係があったことから敵国の宗教とも見られ、日本国内の正教徒は苦しい立場に在ったようであるが、それでも主教ニコライははじめ教団一丸となった努力によって何とか教勢は維持し命脈を保っていたが、明治四十五年にニコライが死去し、次の主教セルギイ・チホミロフの時

代となり、大正六年のロシア革命によってロシア正教会との関係が断絶してしまい、教団運営面でも財政的に苦しい状況に追い込まれ、これに追い討ちをかけるように、同十二年九月の関東大震災によって日本ハリストス正教会は経済的にも信徒数においても激減し、壊滅的状态に陥ってしまった。教会の財源が枯渇して神学校を閉鎖してしまったこともあって、機関誌一つを発行するにも苦労が多く、雑誌づくりのほとんどの人員が解雇され、「正教時報」の主筆石川喜三郎が機関誌発行に関するすべての業務を一人で背負うことになった。編輯場所もなく、石川の仮住居が正教時報社であり、もちろん俸給や経費も思うに任せず、編輯発送から会計まで石川の負担はかなり大きかったようで、石川の晩年は経済的に不遇であった。

明治二十五年、三十歳弱の若さで「正教新報」の編輯人に就任して以来、常に日本ハリストス正教会を代表するイデオログでありスポーツスマンあった石川は、その後新設された正教神学院の講師などを勤めたこともあったが、昭和七（一九三二）年二月五日七十歳で逝去した。基督教雑誌「ばんだね」（名古屋正教会青年会より大正三十年十月に創刊）第二二七号には「教役者遺児の言葉」と題して喜三郎の長男石川徹なる人物が、生前の父喜三郎と正教会について、家族の立場から正直に有りていに語っている。

尊敬なる神父。亡き父（ペトル喜三郎）に関し何か記せよとの御言葉ありがたく存じます。……父は震災以来可成り疲れを感じて居た様でした。焼けた大地の揺らぐ中を横浜から東京まで徒歩で帰つたりしたのも体にきいたのでせふ。最近二三年は全く疲れて意識も確としない日もありました。長年働いた教会が衰亡に向かつて居るを自己の晩年に直視し得るは寧ろ惨酷な生涯の終りであり、父が脳の働きを失くしたのは反つて幸ひであつたと私は諦めて居りました。……又、「中学校位出なければこれからは駄目だ」と云ふて私を神学校にも入れませんでした。……父が朝五時から夜十時まで執筆せねば生計が立ちゆかぬやうになつてから……

と、特に晩年は生活状況も厳しく貧困逼迫の様子であつたことが伺われる。このような言はまだ続く。少々長いが、石川喜三郎の正教会での役割を理解するには必要なので、煩を厭わず左に掲げる。

次の事は教役者の全遺児が云ひ度くして云ひ得なんだ事ではないかと思ひます。私共は実社会の役所を、会社を知つて居ります。たゞ物質を中心とする夫れ等社会に於てさへも一生を其所に捧げたやうな人々の遺族には相当な事がなされて居ります。或は形式だけであ

るかも知れませんが。所が教会に於ては全く反対です。勿論物質的に豊でない教会ですから私共は決してそれを望みは致しません、たゞその心ろ持ちだけが欲しいのです。私共は教会が教役者の遺児を特に愛して呉れる愛を感じるだけで嬉しいのです、父が働かして戴いた教会のために幾分でも尽し度いといふ氣になります、それが實際は全然反対になつて了つて居ます、教役者の遺児大多数が進んで教会から離れて居ります。此れを恐ろしく思召にはなりません、吾々日本人は意氣に感ずるのです。その意氣を、愛をさへ教会は与へては呉れないのです。こう云ふ態度の団体が――殊に精神的方面の団体が消滅への暗い路を歩みがちなのは当然です。こう云ふ教会になつたに就いては私共の父等も責任がありませう、而して教会内の高位に在る方々の御反省を特に促し申し上げ度いのです。⁽⁸⁾

一生を自身の信仰にしたがい対外的には著述を通して熱心に教会の布教活動に挺身した人物の嗣子の言としては、いささか異例、というより、かなり過激な日本ハリストス正教会首脳部への批判文と見たほうが正鵠を得たというべきだろう。でも、逆に見ればハリストス正教会というキリスト教教団にとって、明治期・大正期に起こつた三つの重大事件（日露戦争・ロシア革命、関東大震災）のダメージは大き

く、消滅寸前の状況を呈するほど甚大な影響を及ぼした、その当時における実態を浮き彫りにしたものだとも言えるだろう。

以上、石川喜三郎なる人物の著述活動、これに併せてハリストス正教会の教義方針の一斑を垣間見ることによってその人物像を明確にしてきたが、石川の一連の勅語に直接あるいは間接に関連する著述活動は、正教会教義の闡明であると共に、若き日における熱意と情熱の然らしむる産物であったと捉えても良いだろう。

二 勅語衍義書『勅語正教解』の内容

さて、「正教新報」の編輯人になった翌明治二十六年、弱冠三十歳の石川喜三郎は勅語衍義書『勅語正教解』を世に出すが、正教会の教義を踏まえた上でのどのような文言をもって、どのように勅語に見る倫理的徳目を衍義したのか、について、次に観察してみよう。

『勅語正教解』は表紙に「明治二十六年七月 勅語正教解 正教會」とあり、冒頭に「神を畏れ王を敬へ（彼得前書第二章第十七節）、我れ殊に勸む万人の為に籲告祈禱懇求感謝せよ王および凡て権威を有する者の為に別て之を行ふべし（提摩太前書第二章第一節）、爾の父母に孝敬せよ吉祥爾に迫びて寿を世に延べん（出埃及記第二十章第十二節）」

と聖書中の王や父母について述べた「ペトロの手紙一」、「テモテへの手紙一」、「出エジプト記」からそれぞれの一文を掲げ（一頁）、次に勅語の文章を掲げ（二頁）ている。そのあと本文六十頁が続く。末尾の奥付に「明治二十六年七月十三日印刷 明治二十六年七月十六日発行 著作者発行者石川喜三郎東京市浅草区諏訪町十五番地 印刷者岡本利三郎東京市麹町区麹町十丁目四番地 発行所正教会東京市神田区駿河台東紅梅町六番地 印刷所岡本活版所東京市麹町区麹町十丁目四番地」とあるB6版型の小冊子である。⁽⁹⁾

本文の内容に入り、巻頭の緒言において

ひたふるに神の言なる聖書に基きて勅語を解き奉るは
実に喜ばしきことと思はゆるなり。⁽¹⁰⁾

と、最初にキリスト者としての自分の立場を明確にした上で、石川は次のように述べる。

神の言に基きて、勅語を釈き明すは、勅語の真を神言もて証するものなれば、天地の主宰なる神がこの世の王を守り助くると云ふ教理にも応へるこそたふとけれ。⁽¹¹⁾
とあるが、ここで教理上重要なことは、この世の王より上位概念としての天地の主宰なる神が厳然と存在するという点で、ここでキリスト者としての本音が太前提であることが明確に見えるのである。そして

かく我等は聖書を基として、勅語の意を我がこゝろに

明かにせば、勅語の御教訓を聖書の言とひとしく実践して、実に忠良なる信徒となり、また篤信なる国民たるを得べし。⁽¹²⁾

と述べて聖書の言と勅語内容の同質性を唱え、その根拠の故に勅語徳目の実践化を主張することをもって、勅語衍義の前提とするのである。

この前提をもって、いよいよ勅語衍義に入り、最初の「朕惟フニ……徳ヲ樹ルコト深厚ナリ」では天地開闢と国家開闢と国土経営について、左のように語っている。

人のこの世に生まれ出づるや、夫婦の別、父子の親を保ちて一家を齊へ、同胞相結びて社会をなし君王これを卒て一国を統ぶるは、みなこれ神造物主のこの世界を宰り給ふ聖旨に非ざるはなし。……我国はその国体のありさまより国民の氣質に至るまで、さながら神の特恩を被ぶり居るものごとく、且つ溫柔にして救の道待居る第二の撰民の如し。……賢明なる帝のその国に君臨し玉ひて、この国土を開き玉ふは、決して偶然なる出来事にあらず。みなこれ神造物主の深き神意に因らずんばあらざるなり。神は我国に万世一系の皇統を定めて、その万民に幸福せるは実にこれ世界無比なることがらにして、又神恩の高大なるを認めざるべからず。⁽¹³⁾

ここで、明確になるのは、第二の撰民というように造物主がユダヤ民族の次に我が日本民族を撰び国王である天皇にその運営を委ねたというように、ユダヤ教の撰民思想を持ち出し、神造物主という存在が下位の天皇に統治を命じたという図式の思惟構造である。これだけでもキリスト教的思惟構造からの解釈という特徴を読み取ることができ、他の勅語衍義書とはまったく異質であることが理解できる。

次いで、「我カ臣民克ク忠ニ……教育ノ淵源実ニ此ニ存ス」の衍義箇所では、忠と孝のどちらもその根底は愛の心からの発現であり、「我等基督教徒は愛の教もてこの忠孝の道を活さざるべからず。蓋し基督教は即ち愛の宗教にして」と述べるように、順序を言えば、最初は子の親に対する無意識的、先天的な愛の心、すなわち孝心がすべての基本であり、それが発展すれば忠君意識となるので、忠孝の徳義は同質であり、その心の開発育成がハリストス正教徒の主務だと主張するのである。

続く「爾臣民父母ニ孝ニ」では、モーゼの十戒のうち、第五戒の「汝の父母を敬え」と命ずる孝道の精神を持ち出して「この孝行の道は至りて重き道なれば基督教の教に基きてこの勅諭の精神を発揮し虔てこれを遵守せざるべからず⁽¹⁵⁾」と述べるように、だから勅語中の孝行の徳目に違背せず一致するのだと主張する論法は、ハリストス正教徒だ

けでなく、親への孝心を否定するものでないということを主張する場合のキリスト者の一般的手法で常套手段でもあった。したがって、特段石川喜三郎自身の独自の解釈とは言えないが、石川は「父母への敬愛」の根拠を「出埃及記第二十章十二節」や「エヘス書第六章二―三節」⁽¹⁶⁾で説明する。それと同時に、石川は「父母に服従」するのも父母敬愛の一表現であるとし

故に聖書に「子なる者よ爾等主に在て両親に従ふべし是れ義ことなり」(以弗所書第六章一節)と云はれたり。

その外哥羅西人に送る書中にもまたこれにひとしき事を云はれたり「子たる者よ爾凡ての事に於て両親に従ふべしこれ神の悦ぶ所なり」(第三章廿節)と。……故

に「我子よ宜く爾父の訓誨に従ふべし爾の母の法を離る、勿れこれ爾の首の美飾なり」(箴言第一章第八節)と聖書にも云はれたり。……主イ、ス、ハリストスも

亦この父母に服従するの道を実行にて示されたり(路

加伝第二章第五十一節)⁽¹⁸⁾

と述べ、その根拠として「エフェソの信徒への手紙」、「箴言」、「ルカによる福音書」などを掲げ、これも人倫の公義で、神の義にかなうと論ずるのである。この論に加えて、父母の世話するのが当然で、一家を顧みなくても認められるのは「義勇公ニ奉」ずる場合という公義のみとし、そ

の根拠としてイエスは自身の死後における母の保護を弟子に頼んだとする「ヨハネによる福音書」の記述⁽¹⁹⁾などを述べ、父母への不幸は許されないとして世俗日常における倫理観を強調する。このあたりの石川の衍義部分は若干違和感があり付会的と見ることもできるだろうが、ともかく、父母と自己との徳義の關係は兄弟姉妹においても同様だと、続く「兄弟二友二」の意味を説明する。要は一家団欒しつつ父母の心を安んずることが真の孝の道なのだと

「兄弟睦じく居るは善なる哉、……」(詩篇百三十二―

一・二)と云はれたり。……「人もし己に属する者を

顧ず殊に己の家の族を顧ざる者は信仰の道に背き不信

者よりも劣れる者なり」(テモヘイ前書第五章第八節)⁽²⁰⁾

と聖書を引いて根拠を示すのである。

続く「夫婦相和シ」⁽²¹⁾の衍義箇所では、「マタイによる福音書第十九章一五―一六節」を引用して、夫婦の和合相愛がなければ善良な一家を持つて子供を養育することはできないゆえに、これがすべての倫常の基本とした上で、ただし、その本分は異なるので互いに補益すべき關係にあり、夫の妻に対する態度については指導のみならず愛と情を備えた敬虔な相談者であるべきという意味を、聖書を数箇所引用して左のように述べている。

されば夫たる者は深き愛と敬虔とを以てその妻の相談

者となりこれを誨へざるべからず（創世記三ノ十六）。

又婦は夫の補助者なればその相談の意見をも尊敬して受けざるべからず（創世記二ノ十八・二十三、エヘス書五ノ二十五、コロス書三ノ十九、彼得前書三ノ七）⁽²²⁾。

もう一方の妻の夫に対する態度についても、夫への従順と子女の養育が中心であることを

故に聖書にも「幼婦は夫を愛し子を愛し、自ら制し貞潔を守り、家務をなし慈悲を懷きて其夫に服従すべしこれ神の道の譴れざらん為めなり」（テモヘイ前書第二章第十節）と言れたり。……されば聖書にも「然れど主にありては男は女に由らざることなく女は男に由らざることなし」（コリンフ前書第十一章第十一節）と云はれたり⁽²³⁾。

と「テモテへの手紙一」や「コリントの信徒への手紙一」などの典拠を掲げて主張している。

「朋友相信シ」では

即我等はたとへ罪過のある友なりともその罪を惡むもその人を愛する心にて之を教へ導かざるべからず。人各罪過なきことと能はず然るときには斯の如くして其友より教へ導かるべきものなれば聖書にも「爾曹常に行る如く互に慰め又おのおのの徳を建べし」（テサロニカ書第五章第十一節）。又「われら互に顧みて愛心と善

行とを激励すべし」（エウレイ書第十章二十四節）といはれたり。……曰く「もし兄弟なんぢに罪を犯さばその独ある時に往きて諫めよ、もし爾の言を聴ばその兄弟を獲べし、もし聴ずば両三人の口に由りて証をなし凡の言を定めんが為め一人二人を伴ひ行け」（馬太伝第十章第十五節第十六節）と⁽²⁴⁾。

と、これについても「テサロニケの信徒への手紙一」、「ヘブライ人への手紙」、「マタイによる福音書」などの典拠を示して善徳を励まし信義を守ることが大切であるとし、「恭儉己レヲ持シ」では、まず「恭儉とは言行を謹慎て凡ての事に端莊しく、ことみな分に応うて約なるを云ふ。」⁽²⁵⁾と述べたあと

使徒保羅は「老人には謹慎と端莊と自ら制する事とを勧め」（提多書第二章第二節）「また幼男に自ら制する事を勧めむべし」（同上第六節）と云はれたり⁽²⁶⁾。

と「テトスへの手紙」中の使徒パウロの言を引いて、奢侈放逸に陥ることなく一身を自愛すれば我が国古来の礼儀と謙讓の美徳にも適うことになる主張するのである。

また、続く「博愛衆ニ及ホシ」では「一国の帝王はこれ一国諸民の慈父にして諸民は等しく慈父の鴻恩に沐浴せる同胞の愛子なり。」⁽²⁷⁾と言いつつ

天地の主宰なる天父に対しては万国万民みな一系の人

類にして四海万邦みなこれ一天父の慈子なり。⁽²⁸⁾

と一国の王より上の存在としての神造物主を持ち出すが、要は国民が和合親愛する博愛の実践が肝要だとし、その典拠⁽²⁹⁾を示し、さらに、その典型として

「爾の隣を愛する己が如くせよ我は主なる爾の神なり」
(レウイ記第十九章第十八節)と。これ人々はいかに博愛の道を守るべきかを明かに示されたるものにして。⁽³⁰⁾

と述べて、「レビ記」にも示されているキリスト教の最も重要な教義である「隣人愛」と博愛の概念を同一だとし「博愛の仁道はこれ即基督⁽³¹⁾教の本体なり。」と言うのである。つまり、アガペの愛として神を愛し人々を愛するのがハリストス・イエスの十戒の精神であると把握し、これを博愛という仁道の根源であり本体だと見たところなど、やはりキリスト者としての顔を明確に出しているのとみてよいだろう。

次の「学ヲ修メ……世務ヲ開キ」では、智恵知識はしっかり身に付けねばならないことについて

故に保羅も「兄弟よ知恵に於ては嬰兒となる勿れ、惡に於ては嬰兒となれ知恵に於ては成人となるべし」
(コリンフ前書十四ノ二十)と言ひし如く、……故に「爾等の愛、知識と諸の智慧の中に益大と為りて最も勝れたる所をベン辨へ知る」(腓立比書九)者とならざるべ

からず。……故に基督⁽³²⁾教徒たる者はよくこの勅語を服膺して斯教の妙理を修め徳を研ぎ以て各人の徳器を成就すべし。⁽³³⁾

と典拠を「コリント人への手紙一」のパウロの言を引いて、各自の業務を勤勉におこなつて国益を広めることがハリストス教徒の本分だと強調する。

そして、「常二国憲ヲ重シ……皇運ヲ扶翼スヘシ」の衍義箇所では、一国の憲法は国利民福を増進するための公典であり国法の遵守は国民の本分だと述べた上で、その根拠を

聖書に曰く「人を愛する者は法律を完全する者也」
(ロマ書第十三章第八節)と。⁽³⁴⁾

と「ローマ人への手紙」を引用する。もちろん、ここでパウロが言う法律とは、当時の律法のことであり、いささか付会的である。そして、「一旦緩急」については

されば聖書にも「主は我儕のために生を捐たまへり是に由て愛といふ事を知りたり我儕また兄弟のために生を捐べし」(約翰前書三ノ十六)、といへり。内乱外寇は云ふもさらなり百時苟我同胞の安危に關はる事あらば我等信徒は宛も使徒保羅の如き愛国心を喚發せざるべからず。⁽³⁵⁾

と「ヨハネの手紙一」を引いて根拠とし、パウロは至誠至

仁の愛国心の代表でもあるとして、よって無窮の皇運を扶翼すべきと説くのである。

次いで「是ノ如キハ……顕彰スルニ足ラン」はこれまでの論述をまとめていて、愛の教えをもつて君臣父子夫婦兄弟の倫常を實踐することが祖先伝来の美風であり、広げれば国家にとって忠良の国民となると述べ、最後の衍義箇所「斯ノ道ハ……庶幾フ」でも

勅諭の要点なる忠孝の道はこれ神造物主の定めたまへる天然の大倫にして、我が国の皇祖皇宗はその民を撫育し玉ふに常にこの大倫を以てせられたるなり。故に我国の皇祖は最も明かに天地の主宰たる神の命を奉ぜさせ玉ひて……

と述べるなど、最後に、皇祖に命を下す存在として、皇祖の上位に神造物主と言う天地主宰の神を置くキリスト教的勅語衍義内容を明確に吐露して終るのである。

以上が、『勅語正教解』の衍義内容の大概であるが、これらより特徴的なこととして気付くことが二つある。その一つは、衍義の分量から見ても明らかのように、その大半を父子・夫婦・兄弟・朋友・恭儉・博愛の説明に費やしていることである。つまりは自己のあり方、もう一つ輪を広げた家族関係における各々の立場と役割、さらに輪を広げて友人および他人との間のあり方の関係、という人々の日

常卑近の生活道徳についての衍義書だということである。これも、さらに集約すれば孝心孝道がこれら諸徳目の基盤であり、すこし大雑把に言えば、全編これ孝心孝道の説明に終始しているように思われてならない。反対にそれ以外の天皇に関する部分は一括処理のようにまとめられ、衍義分量も孝道に比べてきわめて少ない。やはり不敬事件をはじめとする「教育と宗教の衝突論争」の影響で、現実の日常生活における親子関係など、世間で受容されやすい徳目を前面に出してキリスト教弁護をして宣伝している感はぬぐいきれない。むしろ親子関係における孝道関係の文言などは聖書中でも決して珍しいものでなく、数多く登場する。それはそれで良いとしても、やたら引用が多い感を受けるからである。もともと孝行などの日常道徳の必要性や重要性を主張して勅語に接近しようと目論んだのは何もキリスト教だけでなく、仏教においても同様であった。すなわち、四恩十善を説き、『父母恩重経』などを持ち出して親子や家族関係における日常道徳を強調していったわけで、仏・基ともほとんど同様の図式であったという以上に宗教が世俗倫理に接近する場合の常套手段だと言っても過言ではないだろう。

要は、石川にとって勅語の中の教訓と聖書の中の言葉は、同質かつ同等であったということである。因みに『勅語正

表Ⅰ 『勅語正教解』中の聖書引用箇所と数値

衍義箇所	聖書の引用箇所（章と節の文字は省略した）	旧約	新約	計
緒言	なし			
朕惟フニ……深厚ナリ	箴言8-15 ロマ書13-5 ロマ書13-4 テモヘイ前書2-1	1	3	4
我カ臣民……亦実ニ此ニ存ス	ロマ書13-1 コロス書3-20		2	2
爾臣民父母ニ孝ニ	ロマ書2-14 以弗所書6-1 コロス書3-20 箴言1-8 路加伝2-51 マトヘイ伝15-4~9 イヲアン伝19-25・27 創世記21-16 マトヘイ伝15-4 マルク伝7-10	2	8	10
兄弟ニ友ニ	詩篇132-1・2 テモヘイ前書5-8	1	1	2
夫婦相和シ	創世記1-27・280・2-18 馬太伝19-4~9 コリンフ前書7-3・4 以弗所書6-33 ロマ書13-10 コロス書3-14 創世記2-23 コリンフ前書11-3 エヘス書5-23 提摩太前書2-12・13 創世記2-18・23 エヘス書5-25 コロス書3-19 彼得前書3-7 コロス書3-17 エヘス書5-23 ペトル書3-5・7 テモヘイ前書2-10 テモヘイ前書2-10 コリンフ前書11-11	3	17	20
朋友相信シ	以弗所書4-25 テサロニカ書5-11 エウレイ書10-24 馬太伝10-15・16		4	4
恭儉己ヲ持シ	提多書2-2 提多書2-6 ロマ書12-10・11 馬太伝16-24 ルカ伝9-23 マルク伝8-35 馬太伝10-38		7	7
博愛衆ニ及ホシ	創世記17-24・26 レウイ記19-18 馬太伝5-45 イヲアン伝13-34	2	2	4
学ヲ修メ……世務ヲ開キ	コリンフ前書14-20 腓立比書1-9		2	2
常ニ国憲ヲ重シ……扶翼スヘシ	ロマ書13-8 テモヘイ前書5-8 約翰前書3-16 ロマ書9-3 使徒行実26-6・7 使徒行実28-20		6	6
是ノ如キハ……顕彰スルニ足ラン	馬太伝3-9		1	1
斯ノ道ハ……庶幾フ	なし			
		9	53	62

『教解』中の聖書の引用箇所についての表Ⅰを見ると、よりいっそう理解しやすいだろう。六十頁の小冊子中の聖書引用数は六十二なのでかなり引用頻度が高いと見てよい。参考までに数値だけを言うと、全六十二の内訳は新約聖書が五十三（福音書のマタイが八・マルコが二・ルカが一・ヨハネが二で十三、各手紙類が四十）、旧約聖書が九（創世記が五・レビ記が一・詩編が一・箴言が二）である。また、この表Ⅰの勅語文の分け方と聖書引用数値からも石川の衍義の意図の本音が見えてくるだろう。

もう一つは、キリスト教からの勅語衍義となると十分に予想し想像できることであり、実はこの点が最大の思想的論点なのであるが、それはすべての創造主造物主で父なる神と日本の天皇をどのような位置関係で捉えて認識するかという問題である。もちろん、これは石川喜三郎ひとりの問題ではなく当時のキリスト者全般の課題であり、真君（父なる神）と仮君（天皇）という把握もあつたようであるが、石川は物議をかもしような表現はせず、神造物主の神意を受けて万世一系の皇統を定め代々の天皇という地上の王が国土を開発し民衆の福利をはかるという表現をとっている。牽強付会と言えはそれとおりであり、また、上位と下位の関係において捉えるかぎりそこには価値判断における軽重があるわけであるが、天地の主宰神がこの世の王を

守り助けるという表現も用いていて微妙な言葉遣いは避けられているかの感も無くはない。

『勅語正教解』はこれ以上述べていない。そこで、次の重要な問題について、同氏の関連著述に確認も含めて聞いてみよう。

三 ペートル石川喜三郎における神と天皇

石川の著作『正教と国家』は前述のとおり全十五章より成り、第十一・第十二・第十三の三章はこの点を明確に論じているが、石川個人というより、正教会きつての代表的論客であつた機関誌の主筆であつたという意味では、なかばハリストス正教会の教義の代弁者とみて差し支えないだろう。

第十一章「国家主権者の必要」では

古来より我正教会の牧師教師の輩も亦基督教の精神に基づき国家に至上主権者の必要なる所以を明示せり。……国家の主権存立に関する基督教の教義は実に斯の如き精神なれば基督教を以て皇帝を蔑する不忠の宗教なりと云ふが如きは譏誣の尤も甚だしきものと云はざるべからず。基督教は国家社会の上に至上主権者の存立を排斥せざるのみならず、この主権者なくんば国家も存立する能はずと主張するものなり。³⁸⁾

とハリストス正教会では地上の現実的な国家の主権者の存在はもともと認めていると主張し、これが我が国では天皇にあたるという論法である。もつとも、これは日本ハリストス正教会の母体であるロシア正教会の考え方を踏襲したもので、ロシア皇帝が地上の王でありつつ同時にロシア正教が維持されてきたわけで、紆余曲折はありつつもピュートル大帝（位一六八二―一七二五）のときにロシア正教会を国家の支配下に置くことが成功し、ロシア革命（一九一七）まで皇帝（ツァーリ）のもとで教会を支配するという西方教会系ヨーロッパのキリスト教とは異なる展開で発展した東方教会系ギリシア正教のロシア正教会（国教）の特徴的存続構図がある。したがって、当然石川の頭には帝政ロシアにおける皇帝（主権者）と教会が一体化して展開してきたという歴史的関係が背景にあることは言うまでもない。つまり、王制と国教との協和関係における帝政ロシアと、日本の国体の外見上の共通性を主張し同じ構図と見て堂々と天皇と正教の論を張るのである。このあたりは他のキリスト教諸派との相違点であり、天皇については教義的に語り易く、近づき易かった意味で重要である。そして、第十二章「天皇は神聖にして侵すべからず」では

されど国家社会の間に主権者の存立するは決して偶然に現出せしものにあらず。皆是れ造化神意の天の摂理

に由りて万民の幸福を増進せしめんがために現出せしものなり。故に国家の上に存立する君主の尊位は皆神造物主の天意に由て確立せられたるものなり。⁽³⁹⁾

と神造物主の意志によって天皇が存立したと言ひ

国家の大元帥たる天皇の大権は即ち神造物主の与ふる所なり。故に其皇位と大権とは既に人為の者にあらずして純然たる神為の者なり。天皇の尊位と其大権とは既に神為神出の者なるが故に天皇は固より神聖にして侵すべからざるものなりと云はざるべからず。⁽⁴⁰⁾

と述べて、神の意志による存在は大権を持つ存在であり、まさに神意の体現者だから侵すべからざる存在であり、その神聖の理由は

天皇は一切の国法の上に超越せらるゝなり。故に天皇は唯一の上帝主神に対して至大の責任を負うの外何等の責任をも負はれざるなり。⁽⁴¹⁾

と言うように、神に対しては神意に対する責任はあるが、民衆とは一線を画す存在で一国の法律を超越した上の存在であるとし、だからこそは帝国憲法第三条に「天皇は神聖にして侵すべからず」とあることでも明白だと主張する。このような神命による天皇の一国統治という論法は衍義書と同様である。

また、石川は教理の実践面についても次のように主張す

る。つまり、正教会の重要な典礼儀式である「奉神礼」における祈祷文の読誦について、明治二十七年の「正教新報」中の「国民が至尊に対し奉る最先の義務と祈祷中の御名の敬唱に就て」と題する石川の一文では

いかなる日にも毎日奉神礼の公式往はれ、其公式には必ず皇帝、皇后、皇太子、其他諸皇族の無恙、安和、救贖の祈祷を献ぜらるゝなり。斯の如くなれば露国民の忠君愛国の精神は実に欧州に於ても稀に見る所に於て東洋に於ける我が帝国の臣民と一对の国民といふべし。⁽⁴²⁾

と、日本と帝政ロシアの政体における同質性を主張すると共に、ロシア正教会では王と王族への祈祷文の読誦をおこなうと述べていて、読誦については

故に我が日本正教会の奉神礼は勿論信徒一般に朝夕唱ふる祈祷文中にも、我が至尊の万歳を祈り救贖を願ふの文句あり、……故に吾曹が祈祷中に我が至尊の御名を敬唱して神に祈るも決して不敬の行為とはいふべからず。⁽⁴³⁾

と言うのである。では実際の読誦祈祷の文については「時課程」等にも見られるが、ここでは明治二十六年の井上哲次郎への批判文「井上哲次郎氏の『教育と宗教の衝突』を読む」（『正教新報』第二九五号）を見てみよう。

「主や爾の国に於て我が国の大皇帝大皇后皇太子及諸皇族を記憶せよ今も何時も世々に」と。これ正教の奉神礼の最も重要な部分に於て唱ふる祈祷文にして主神に至尊の皇室を祝福し守護し賜はん事と、その救贖とを祈るものなり。これ吾が正教の布教以来、日曜日毎に聖堂に於て唱へられたる祈祷なり。又「時課程」の平日夜半課の部に「吾が大皇帝ノ為ニ祈ラン、吾が大皇后ノ為ニ祈ラン、吾が皇太子及諸皇族ノ為ニ祈ラン」とあり。これ又正教の各聖堂に於て、特に臣民が熱心忠愛の心を以て、陛下及諸皇族の安寧幸福を祈るものなり。⁽⁴⁴⁾

ハリストス正教は勅語の精神や教訓に違背するものではないと主張し強調する証拠の一つとして、石川はこのような奉神礼の祈祷文を出したのである。

とはいっても、神造物主と天皇は決して対等ではないというキリスト者としての立場は堅持する。これについては明治三十一年石川の「皇祖の大廟とハリストティアニン」（『正教新報』第四二六号）と題する一文で、次のように明確に述べている。

故に天祖の霊は、我儕これを聖徳の霊として崇敬し、国風相当の祭典を以て尊敬するの当然なるを信ずるも、唯一の真神と均しく、もしくは唯一の神に代へてこれ

に帰依するを得ざるなり。⁽⁴⁵⁾

また、同年の「国家における王者の意義」(「正教新報」第四一四号)という一文でも

故に国家の上に在る王者を神として尊敬するが如きは、不道理極りたる事にして、王者はこれを一国の神聖なる国父として尊敬する外他に何等の意義をも付すべからず。⁽⁴⁶⁾

と、神と王とは次元が違い、王といえども決して造物主以上の存在ではないと、明確に主張はしている。

さて、先述の著作『正教と国家』に戻り、第十三章「天皇陛下に対する臣民の義務」の末尾で、石川はついにキリスト者、もしくはハリストス正教徒としての希望、本音を明らかにする。

我日本国に於ては天皇陛下は未だ正教を信ぜさせ給はざるを以て我等正教徒は更に一条の義務を尽さざるべからず。即ち天皇陛下が造物主の前に永生無窮の幸福を傾け給はんが為め常に天皇陛下が正教の真理に帰依し給ふ便機を賜らんことを最も熱心に神に祈らざるべからず。⁽⁴⁷⁾

見方によってはかなり過激で暴論とも言えようが、これまで一度も発表されたことが無いので、ここで紹介しておく。

おわりに

キリスト者として唯一と思われる石川喜三郎の勅語衍義書の内容を考察し、関連著述で確認検証しつつキリスト教からというより、ハリストス正教会からの勅語への教義面からのアプローチの仕方を検討してきたので、ここで再確認してみよう。

なぜ勅語衍義書にまでいたったのか、という点については石川自身何も述べるところがないが、第一に教育と宗教の衝突論争において井上批判を書いていることが一つの契機になったと思われる。第二に日本の正教会がロシア正教会を母体とし、教義はもちろんのこと、帝政ロシア時代におけるロシア皇帝とロシア正教の密接かつ一体的な関係を保持しつつ歴史的に展開してきたことから、石川だけでなく日本の正教会全体が日本の天皇と正教会の関係を帝政ロシアと同じ構図で把握認識した結果、ハリストス正教は日本の国体という土壌に合致し一番適合し易いということを他のキリスト教諸派を横目に見て、それより一歩踏み出した積極的な形で明示する必要があった、端的に言えば、日本正教会は天皇の存在を認めるというより以上の、積極的に強固にかつ強烈に支持し崇敬しているということを社会に向かつてアピールすることによって他のキリスト教諸

派と完全に差別化する必要があった、それが勅語衍義書という石川の著述となって現われたと見ても、決して不思議ではないだろう。

次に、その衍義内容については、誰もが首肯する日常道徳における基本的徳目の父子・夫婦・兄弟・朋友などの倫理的徳目に焦点をあて、その根源としての父母への「孝」道の説明衍義の分量をきわめて多くしていて全編を横溢しているかの感がある。そして、これらの徳目は否定できない部分でもあるので、無難で安全な側面を石川自身がかなり意識した結果だと見てよいだろう。そして孝道の窮境が愛国心となり一国の統治者である天皇への忠となって顕現するという論理構造であった。

もつとも、この論法は特段目新しいものではないが、そのあとの天皇の統治存立の理由は正教会の教義的特徴がよく出ている。つまり、撰民思想を持ち出し、神は日本民族を撰び天皇に地上の国民統治を委ねたので、神と同様に法を超越した存在であるが、でも神とは同列の論ではないと認識しているのであった。ただ、教義的には天皇の存在も含めた日本の国状、土壌で布教伝道するには、皇帝と天皇を同位置として把握し、両者を地上の王として充分に認め、かつ崇敬するハリストス正教の教えが最適だという強い自信と石川の若い時期の著作ということも手伝って、衍義書

にはかなり気負った感も無くはないが、それでも覇気や意気込みという勢いは感ずる。と同時に、正教会の教義を我が国の状態に当てはめようとする際、木に竹を接いだような牽強付会の論法も若干感ずるが、やはり、石川喜三郎はキリスト者としての立場はしっかり守りつつ、同時に日本人としてのアイデンティティーを保持していたと言えるかもしれない。その意味において、たしかに数の上では一点しかないので珍しいのであるが、上來述べてきたように、教義面からみると、さほど驚くほどのことではなく、石川にとつては当然当為のことであったとも言えるかもしれない。ともあれ、数多い勅語衍義書のなかから見ても、また、数多いキリスト者の立場から見ても、このような感を一読して懐かせる特異かつユニークな一書である。

注

(1)

教育勅語渙発後、一番早い勅語衍義書は、おそらく筒井明俊『勅語私解』（明治三十一年一〇月三十一日 写本）だろう。渙発の翌日の日付となっていて、いささか疑問が起るが、それでも早期であることは疑い得ない。その次は奥山千代松『教育基本勅語釈義』（明治三十一年一月二十四日 刊本）で、帝国文科大学教授の内藤耻叟が校閲をしている。その次が内藤自身の『勅語俗訓』（明治二十三年二月二三日 刊本）である。したがって渙発後

(2) の年内二ヶ月間で、早くも三冊の衍義書が著されている。三井道郎(みい みちろう)は一八五八年八月一〇日(安政五年七月二日)に生まれ、一九四〇(昭和十五年一月八日)に逝去した日本ハリストス正教会の長司祭、正教神学者でロシア語学者。寿八三。陸奥国盛岡の南部藩士の出身、一八七四(明治七)年函館でアナトーリーイに出会い翌明治八年に正教神学校に入学、明治十六年同教会の岩澤丙吉と共にキエフ神学大学に留学し同二〇年に帰国した。帰国後、正教神学校の教授、校長、京都正教会の司祭などを歴任した。大津事件の際のロシア皇太子ニコライの通訳でもあった。教義の訳書『正教訓蒙』(明治一四年)をはじめ訳書や著述も多く、また『訪露紀行』(大正七年)『回顧断片』(昭和五年)『往事断片』(昭和五年)などの紀行文も歴史的文献として貴重である。

なお、日本ハリストス正教会の人物・著述・活動などの歴史的展開を簡潔に記述したものとして、牛丸康夫著『日本正教史』(昭和五三年五月 日本ハリストス正教会教団発行)

(3) 『正教新報』第一七〇号(明治二十二年一月一日、愛々社)一六頁。

(4) 同右、第一八五号(同二十二年八月一日)一六頁―二二頁。

(5) 同右、第一八六号(同二十二年九月一日)一六頁―一九頁。『正教と教会及国家』第二版(明治四五年七月、日本ハリストス正教会)の章立てでは明治二五年の初版時と大きな変更はほとんどない。

(7) 『ぱんだね』第二二七号(第一一巻第七号)(昭和七年四月

月一〇日、ぱんだね社)三三頁。

(8) 同右、三三頁。

(9) 本書『勅語正教解』は、『教育勅語関係資料』全一一集(明治期のみ、昭和四九年二月・同五八年一月、日本大
学精神文化研究所・教育制度研究所発行、創文社制作)中の第四集(昭和五二年一月一〇日発行)の五六九頁、五八八頁に翻刻収録しているが、本稿では翻刻収録した際の原本で表記する。

(10) 『勅語正教解』七頁。

(11) 同右、七頁―八頁。

(12) 同右、八頁―九頁。

(13) 同右、一〇頁―一一頁。

(14) 同右、一九頁。

(15) 同右、二四頁。

(16) 『勅語正教解』の中で聖書からの引用が無いものについては、注記で引用する。ただし、引用に際しては、以後『聖書』(新共同訳 日本聖書協会)を使用する。したがって、本文中で石川が引用している文語体と異なるが御海容願いたい。「あなたの父母を敬え。そうすればあなたは、あなたの神、主が与えられる土地に長く生きることができ。」(出エジプト記第二〇章一二節)

(17) 同右、「父と母を敬いなさい。これは約束を伴う最初の掟です。そうすればあなたは幸福になり、地上で長く生きることができるといふ約束です。」(エフェソの信徒への手紙第六章二―三節)

(18) 『勅語正教解』一七頁―一八頁。

(19) 新共同訳「それから弟子に言われた。見なさい。あなた

の母です。そのときから、この弟子はイエスの母を自分の家に引き取った」(ヨハネによる福音書) 第十九章二七節)

(20) 注(18)の前掲書、三三頁～三四頁。

(21) 新共同訳「そして、こうも言われた。それゆえ、人は父母を離れてその妻と結ばれ、二人は一体となる。だから、二人はもはや別々ではなく、一体である。従って、神が結び合わせてくださったものを、人は離してはならない。」

(22) 注(18)の前掲書、三八頁。

(23) 同右、三九頁～四〇頁。

(24) 同右、四二頁～四三頁。

(25) 同右、四四頁。

(26) 同右、四六頁。

(27) 同右、四六頁。

(28) 同右、四六頁。

(29) 新共同訳「あなたがたに新しい掟を与える。互いに愛し合いなさい。わたしがあなたがたを愛したように、あなたがたも互いに愛し合いなさい。」(ヨハネによる福音書) 第十三章三四節)

(30) 注(18)の前掲書、四七頁。

(31) 同右、四八頁。

(32) 同右、四九頁～五〇頁。

(33) 同右、五一頁。

(34) 同右、五二頁。

(35) 同右、五四頁。

(36) 同右、五六～五七頁。

(37) 同右、五七～五八頁。

(38) 「正教と国家」六九頁～七一頁。

(39) 同右、七二頁～七三頁。

(40) 同右、七四頁～七五頁。

(41) 同右、七六頁。

(42) 「日本正教論集」第一輯(帝室と宗教) 五七頁(「正教新報」第三三三号 明治二七年)。

(43) 同右、五七頁～五九頁。

(44) 「日本正教論集」第二輯(偽忠孝排斥) 一二頁～一三頁(「正教新報」第二九五号 明治二六年)。

(45) 注(42)の論集、六七頁(「正教新報」第四二六号 明治三二年)。

(46) 同右、七九頁(「正教新報」第四一四号 明治三二年)。

(47) 注(38)の前掲書、八二頁。

(日本大学医学部准教授)